

30消第889号
平成31年1月8日

愛媛県高压ガス保安協会長様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課



高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等
の一部改正について

平成30年12月27日付け20181210保局第1号で経済産業省大臣官房技術総括・
保安審議官から通知のあったことについて、別添のとおり通知しますので、
貴協会の会員に周知していただきますようお願いします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	主任 越智 貴亮
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail ochi-takaaki@pref.ehime.lg.jp

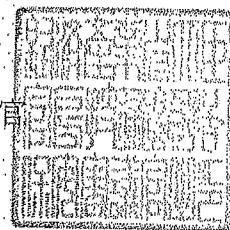
経済産業省

20181210保局第1号

平成30年12月27日

愛媛県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等
の一部改正について

上記の件について、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について
(内規) (20170718保局第1号) 及び国際相互承認に係る容器保安規則
の機能性基準の運用について (20181105保局第4号) の一部を別紙の新
旧対照表のとおり改正したので通知します。



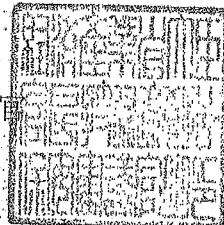
経済産業省

20181210保局第1号

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年12月27日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（2017.07.18保局第1号）及び国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（2018.1.10.5保局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は平成31年1月2日から施行する。

- 高压ガス保安法及び関係省令等の運用及び解釈について(内規)等の一部を改正する規程
○高压ガス保安法及び関係省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程(20170718 保局第1号).....1
- 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について(20181105 保局第4号).....2

○高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)一部を改正する規程(20170718 保局第1号) 新旧対照表
(改正前欄に掲げる規定の條款を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう[に改める。])

改 正 後	改 正 前	高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)
		<p>(9)の2 國際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第6条の2関係</p> <p>(1) 第1号中「適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らならないことを確認した許容傷深さ」とは、有限要素法その他の適切な解析方法によって、容器に使用上の支障が起らないこと(以下この条において「適切性」という。)を確認した深さ(設定しようとすると当該深さが 1.25mm を超える場合は、同一の型式から採取した1個の容器について、胸部においてワイヤメントワインディング成形を施した部分が設計肉厚から当該深さまで切削した肉厚を有するもの又は容器の設計肉厚から当該深さまで減じた肉厚まで脂脂合巻連続繊維を巻き付けたもの(プラスチックライナー製容器に限る。)で、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採扱並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(平成十年条約第十二号)に附属する規則(以下「協定規則」という。)第110号附則3A 8.6.3(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては協定規則第134号 5.12、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては協定規則第146号 5.12.)に準じて行うサイクル試験((2)において「DC サイクル試験」という。)に合格した場合に限る。」をいう。</p> <p>(2) 第2号中「適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らならないことを確認した許容傷深さ」とは、有限要素法その他の適切な解析方法によって適切性を確認した深さ(設定しようとすると許容傷深さが 1.25mm を超える場合には、第1号に規定する許容傷深さの適切性の確認のための解析と同時に解剖を行い、(1)により同号の適切性が確認できた場合(第1号に規定する許容傷深さとして設定しようとすると深さが 1.25mm 以下の場合にあっては、DC サイクル試験に合格した場合に限る。)に限る。)をいう。</p>	<p>制定 2017.07.18 保局第1号 平成29年 7月25日 2017.1.1.0.2 保局第2号 平成29年 1月15日 2018.0.3.2.3 保局第4号 平成30年 3月30日 2018.1.1.0.5 保局第1号 平成30年 1月14日 2018.1.2.1.0 保局第1号 平成30年 1月27日</p> <p>制定 2017.07.18 保局第1号 平成29年 7月25日 2017.1.1.0.2 保局第2号 平成29年 1月15日 2018.0.3.2.3 保局第4号 平成30年 3月30日 2018.1.1.0.5 保局第1号 平成30年 1月14日</p>

○国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20181105保局第4号）新旧対照表

改正後		改正前	
1.～4. 「略」	別表第1 「略」	1.～4. 「略」	別表第1 「略」
別表第2 (詳細基準の例示)		別表第2 (詳細基準の例示)	
項 項機能性基準	例示基準	項 項機能性基準	例示基準
1 別表第1 第1項に 掲げるもの	別添1 「国際相互承認圧縮水素自動車燃料 装置用容器の技術基準の解釈」 別添5 「国際相互承認圧縮水素二輪自動車 燃料装置用容器の技術基準の解釈」	1 別表第1 第1項に 掲げるもの	別添1 「国際相互承認圧縮水素自動車燃料 装置用容器の技術基準の解釈」 「新設」
2 別表第1 第2項に 掲げるもの	別添2 「国際相互承認圧縮水素自動車燃料 装置用附属品の技術基準の解釈」 別添6 「国際相互承認圧縮水素二輪自動車 燃料装置用附属品の技術基準の解釈」	2 別表第1 第2項に 掲げるもの	別添2 「国際相互承認圧縮水素自動車燃料 装置用附属品の技術基準の解釈」 「新設」
3・4 「略」	「略」	3・4 「略」	「略」
別添1 別紙1のとおり		別添1 別紙1のとおり	
別添2～4 「略」		別添2～4 「略」	
別添5 別紙2のとおり		別添5 別紙2のとおり	
別添6 別紙3のとおり		別添6 別紙3のとおり	

別添1 國際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈		改正前
(材料)		
第3条 第百三十四号「規定材料」とは、次に定めるものとする。	第3条 第百三十四号「規定材料」とは、次に定めるものとする。	第3条 第百三十四号「規定材料」とは、次に定めるものとする。
2. 容器の耐圧部分は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の規定に適合する材料（以下「規定材料」という。）でなければならない。 (1) プラスチックライナー製容器のライナーの材料は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]	2. 容器の耐圧部分は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の規定に適合する材料（以下「規定材料」という。）でなければならない。 (1) プラスチックライナー製容器のライナーの材料は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]	2. 容器の耐圧部分は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の規定に適合する材料（以下「規定材料」という。）でなければならない。 (1) プラスチックライナー製容器のライナーの材料は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]
口 協定規則第百三十四号5.1.から5.4.までに適合する容器に使用されるプラスチックであつて、容器製造業者が溶融温度及び軟化温度が適切であることを保証するもの。	口 協定規則第百三十四号5.1.から5.4.までに適合する容器に使用されるプラスチックであつて、容器製造業者が溶融温度及び軟化温度が適切であることを保証するもの。	口 協定規則5.1.から5.4.に適合する容器に使用されるプラスチックであつて、容器製造業者が溶融温度及び軟化温度が適切であることを保証するもの。
(2) 設計上加重を分担する繊維は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]	(2) 設計上加重を分担する繊維は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]	(2) 設計上加重を分担する繊維は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]
口 協定規則第百三十四号5.1.から5.4.までに適合する容器に使用される炭素繊維又はガラス繊維であつて、容器製造業者が引張強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの。	口 協定規則第百三十四号5.1.から5.4.までに適合する容器に使用される炭素繊維又はガラス繊維であつて、容器製造業者が引張強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの。	口 協定規則5.1.から5.4.に適合する容器に使用される炭素繊維又はガラス繊維であつて、容器製造業者が引張強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの。
(3) 設計上過重を分担しない繊維は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]	(3) 設計上過重を分担しない繊維は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]	(3) 設計上過重を分担しない繊維は、次のいずれかに適合するものである。 イ [略]
口 協定規則第百三十四号5.1.から5.4.までに適合する容器に使用される炭素繊維又はガラス繊維であつて、容器製造業者が引張強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの。	口 協定規則第百三十四号5.1.から5.4.までに適合する容器に使用される炭素繊維又はガラス繊維であつて、容器製造業者が引張強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの。	口 協定規則5.1.から5.4.に適合する容器に使用される炭素繊維又はガラス繊維であつて、容器製造業者が引張強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの。
(4) 樹脂（プラスチックライナー製容器のライナーを除く。）は、次のいずれかに適合するものである。	(4) 樹脂（プラスチックライナー製容器のライナーを除く。）は、次のいずれかに適合するものである。	(4) 樹脂（プラスチックライナー製容器のライナーを除く。）は、次のいずれかに適合するものである。

- | | |
|---|---|
| イ エボキシ樹脂又は変性エボキシ樹脂であるもの。 | イ エボキシ樹脂又は変性エボキシ樹脂であるもの。 |
| ロ 協定規則第百三十四号5.1.から5.4.までに適合する容器に
使用される樹脂であるもの。 | ロ 協定規則5.1.から5.4.までに適合する容器に使用される
樹脂であるもの。 |

別添5 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈

この国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈は、国際相互承認に係る容器保安規則に定める技術的要件を満たす技術的内容をできる限り具体的に示したものである。なお、国際相互承認に係る容器保安規則に定める技術的要件を満たす技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規則に適合するものと判断する。

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「規則」という。）第3条第1号に定める技術的要件を満たす技術的内容のうち、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下「容器」という。）について、できる限り具体的に示すものである。

(用語の定義)

第2条 この解釈において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

第2章 製造の方法の基準

(材料)

第3条 規則第3条第1号に規定する「適切な材料」とは、第1号に掲げる規格に適合する材料（以下「規格材料」という。）若しくはこれらと同等の材料として第2号に定めるもの（以下「同等材料」という。）又は第2項に定めるものをいう。

(1) 規格材料

ライナーの耐圧部分の材料は、次に掲げるアルミニウム合金を使用しなければならない。ここで、鉛及びビスマスの含有成分が各々0.01%以下であること。

イ 日本工業規格H 4000(2006) アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
(A6061PT6に限る。)

ロ 日本工業規格H 4040(2006) アルミニウム及びアルミニウムの合金の棒及び線
(A6061BET6及びA6061BDT6に限る。)

ハ 日本工業規格H 4080(2006) アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管
(A6061TET6及びA6061TDT6に限る。)

ニ 日本工業規格H 4140(1988) アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品
(A6061FDT6及びA6061FHT6に限る。)

(2) 同等材料

前号の同等材料として、規格材料と化学成分及び機械的性質が同一であって、試験方法及び試料採取方法が近似しているものを使用することができる。

2 容器の耐圧部分は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の規定に適合する材料

(以下「規定材料」という。)でなければならない。

(1) 設計上荷重を分担する繊維は、次のいずれかに適合するものであること。

イ ISO 472(1999) プラスチック用語に定める炭素繊維であって、日本工業規格R7608(2007) 炭素繊維ー樹脂含浸ヤーン試料を用いた引張特性試験方法によって求めた引張強さ、破断ひずみ及び継弾性係数がそれぞれ容器製造業者が保証する値以上で、引張強さが $3,500\text{N/mm}^2$ 以上で、かつ、破断ひずみが1%以上であるもの。

ロ 日本工業規格R 3413(2006) ガラス糸「4 区分及び種類」に定めるE ガラスであって、日本工業規格R 3420(2006) ガラス繊維一般試験方法又はASTM D2343(2009) 強化プラスチックに使用されるガラス繊維ストランド、ヤーン及びロービングの引張特性の試験方法によって求めた引張強さが $1,400\text{N/mm}^2$ 以上のもの(以下「E ガラス繊維」という。)であること。

ハ 日本工業規格K 7010(1995) 繊維強化プラスチック用語に定めるS ガラス繊維であって、日本工業規格R 3420(2006) ガラス繊維一般試験方法又はASTM D2343(2009) 強化プラスチックに使用されるガラス繊維ストランド、ヤーン及びロービングの引張特性の試験方法によって求めた引張強さが $2,800\text{N/mm}^2$ 以上のもの(以下「S ガラス繊維」という。)であること。

ニ 日本工業規格R 3420(2006) ガラス繊維一般試験方法又はASTM D2343(2009) 強化プラスチックに使用されるガラス繊維ストランド、ヤーン及びロービングの引張特性の試験方法によって求めた引張強さがS ガラス繊維と同等以上であるもの。

ホ 協定規則第百四十六号5.1. から5.4. に適合する容器に使用される炭素繊維又はガラス繊維であって、容器製造業者が引張強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの。

(2) 設計上荷重を分担しない繊維は、次のいずれかに適合するものであること。

イ E ガラス繊維

ロ S ガラス繊維

ハ 日本工業規格R 3420(2006) ガラス繊維一般試験方法又はASTM D2343(2009) 強化プラスチックに使用されるガラス繊維ストランド、ヤーン及びロービングの引張特性の試験方法によって求めた引張強さ及び破断ひずみがS ガラス繊維と同等以上であるもの。

ニ 日本工業規格J 1013(2010) 化学繊維フィラメント糸試験方法によって、

ASTMD1423(2008) 直接計算法によるヤーンのねじれの標準試験方法に記載の
Twist Factor=6 で測定した引張強さが5,300N/mm²以上で、かつ、引張弾性率が
 14×10^{10} N/m²以上であるポリパラフェニレンベンゾビスオキサゾール繊維。

ホ 協定規則第百四十六号5.1.から5.4.までに適合する容器に使用されるガラス繊
維であつて、容器製造業者が引張強さ及び破断ひずみが適切であることを保証
するもの。

(3) 樹脂は、次のいずれかに適合するものであること。

イ エポキシ樹脂又は変性エポキシ樹脂であるもの。

ロ 協定規則第百四十六号5.1.から5.4.までに適合する容器に使用される樹脂であ
るもの。

別添6 國際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用附屬品の技術基準の解釈

この國際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用附屬品の技術基準の解釈は、國際相互承認に係る容器保安規則に定める技術的要件を満たす技術的内容をできる限り具体的に示したものである。なお、國際相互承認に係る容器保安規則に定める技術的要件を満たす技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規則に適合するものと判断する。

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この國際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用附屬品の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、國際相互承認に係る容器保安規則（平成28年經濟産業省令第82号）（以下「規則」という。）第1.1条に定める技術的要件を満たす技術的内容のうち、國際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用附屬品（以下「附屬品」という。）について、できる限り具体的に示すものである。

(用語の定義)

第2条 この解釈において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、ニッケル当量については次の式によって定めた値とする。

$$\text{ニッケル当量 (質量\%)} = 12.6 \times C + 0.35 \times Si + 1.05 \times Mn + Ni + 0.65 \times Cr + 0.98 \times Mo$$

ここで、C は炭素、Si はケイ素、Mn はマンガン、Ni はニッケル、Cr はクロム及びMo はモリブデンの各質量分率の値(%)を示す。

第2章 附屬品検査

(附屬品検査)

第3条 規則第1.1条第1項第1号に規定する「使用する高圧ガスの種類、使用圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切なもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 附屬品の耐圧部分の材料は、イからリまでに掲げる材料（以下「規格材料」という。）又は又に掲げる材料（以下「同等材料」という。）であること。ここで、アルミニウム合金にあっては、鉛及びビスマスの含有成分が各々0.01%以下であること。また、ステンレス鋼にあっては、規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であって、かつ、ニッケル当量が28.5以上であること。

イ 日本工業規格H 4000(2006)アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
(A6061PT6に限る。)

ロ 日本工業規格H 4040(2006)アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線

- (A6061BET6及びA6061BDT6に限る。)
- ハ 日本工業規格H 4080(2006)アルミニウム及びアルミニエウム合金継目無管(A6061TET6及びA6061TDT6に限る。)
- ニ 日本工業規格H 4140(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品(A6061FDT6及びA6061FHT6に限る。)
- ホ 日本工業規格G 3214(2009)圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品(SUSF316又はSUSF316Lに限る。)
- ヘ 日本工業規格G 3459(2004)配管用ステンレス鋼管(SUS316TP-S又はSUS316LTP-Sに限る。)
- ト 日本工業規格G 4303(2005)ステンレス鋼棒(SUS316又はSUS316Lに限る。)
- チ 日本工業規格G 4304(2010)熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶(SUS316又はSUS316Lに限る。)
- リ 日本工業規格G 4305(2010)冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶(SUS316又はSUS316Lに限る。)
- ヌ 同等材料は、前各号の規格材料と化学的成分及び機械的性質が同一であって、試験方法及び試料採取方法が近似しているもの。
- (2) 前号に掲げる材料は、ステンレス鋼にあっては固溶化熱処理、アルミニウム合金にあってはT6時効処理の熱処理の方法を施すこと。